第48期 定時株主総会
招集ご通知

証券コード：6284

ASB
Form Your Vision

目　次

第48期定時株主総会招集ご通知…… 1
事業報告…… 5
連結計算書類…… 28
計算書類…… 31
監査報告…… 34
株主総会参考書類…… 39

株主様へのお知らせ

■ **株主総会会場にご来場される株主様とご来場が難しい株主様の公平性等を勘案し、株主総会ご出席株主様へのお土産の配布はございません。**
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

■ **会場での配慮が必要な方は、当日受付にお知らせください。**

開催日時 2026年12月16日（水曜日）午前10時
受付開始：午前9時

開催場所 長野県小諸市甲4586番地3
当社本社会議室

議　　案
第1号議案　取締役11名選任の件
第2号議案　監査役1名選任の件
第3号議案　補欠監査役1名選任の件
第4号議案　取締役の報酬限度額改定の件
第5号議案　退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

日精エー・エス・ビー機械株式会社

株 主 各 位

証券コード 6284
(発送日)2026年11月26日
(電子提供措置の開始日)2026年11月20日
長 野 県 小 諸 市 甲 4 5 8 6 番 地 3
日精エー･エス･ビー機械株式会社
代表取締役社長 **藤 原 誠**

第48期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第48期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
　本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】
https://www.nisseiasb.co.jp/ja/
(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「ＩＲ情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】
https://d.sokai.jp/6284/teiji/

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「日精エー・エス・ビー機械」又は「コード」に当社証券コード「6284」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

　当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面(郵送)によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年12月15日(火曜日)午後５時25分までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1 日　　時	**2026年12月16日（水曜日）午前10時**
2 場　　所	長野県小諸市甲4586番地3 **当社本社会議室** (末尾記載の「会場ご案内図」をご参照ください。)
3 会議の目的事項	**報告事項**　(1) 第48期（自 2025年10月1日　至 2026年9月30日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 (2) 第48期（自 2025年10月1日　至 2026年9月30日）計算書類報告の件 **決議事項**　第1号議案　取締役11名選任の件 第2号議案　監査役1名選任の件 第3号議案　補欠監査役1名選任の件 第4号議案　取締役の報酬限度額改定の件 第5号議案　退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件
4 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）	(1) 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。 (2) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。 (3) 書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以　上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
- 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
  なお、監査役および会計監査人は、次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
  1. 連結計算書類の連結注記表
  2. 計算書類の個別注記表

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2026年12月16日（水曜日）
午前10時



書面（郵送）で議決権を行使する方法

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年12月15日（火曜日）
午後5時25分到着分まで



インターネット等で議決権を行使する方法

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年12月15日（火曜日）
午後5時25分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

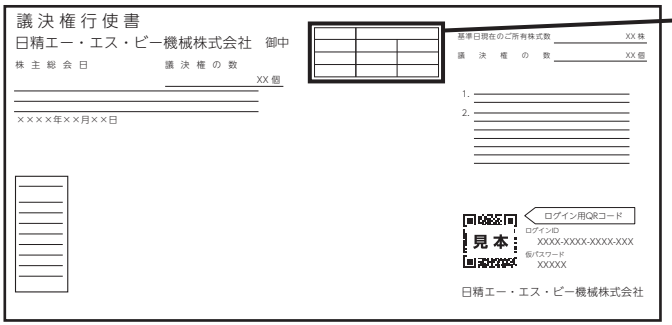

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- **全員賛成の場合** ≫ **「賛」の欄に○印**
- **全員反対する場合** ≫ **「否」の欄に○印**
- **一部の候補者に反対する場合** ≫ **「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。**

第2・3・4・5号議案

- **賛成の場合** ≫ **「賛」の欄に○印**
- **反対する場合** ≫ **「否」の欄に○印**

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。またインターネット等により複数回議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。

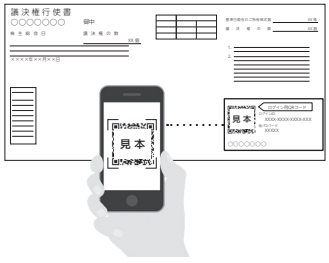

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://evote.tr.mufg.jp/

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

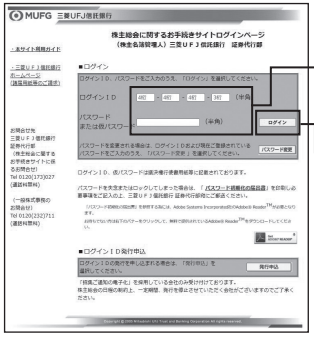

3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク
0120－173－027
(通話料無料／受付時間 9:00～21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

事業報告 (自 2025年10月1日　至 2026年9月30日)

1 企業集団の現況

(1) 当期の事業の状況

①　事業の経過および成果

当連結会計年度（2025年10月1日～2026年9月30日、以下当期）の世界経済は、地政学リスクの長期化や高止まりする物価・金利水準を背景に、企業の設備投資や購買意欲において慎重姿勢が強まるなど、全体として先行き不透明な状況が続きました。

当社グループが属するストレッチブロー成形機業界におきましても、樹脂価格の高騰や深刻な人手不足を背景に、顧客の生産現場におけるコスト負担増への対応が喫緊の経営課題となっております。

このような環境下、当社は主力製品である1ステップ成形機の最大の特徴である「省人・省エネ・省スペース（Saving Labor, Saving Energy, Saving Space）」という産業機械としての普遍的な強みに、新たに「省材料（Saving Material）」を加えた「4Sコンセプト」を提唱しております。

中でも、当社の独自技術である「ゼロ・クーリングシステム」は、ボトル成形のサイクルタイムを短縮しつつ、より少ない樹脂での容器成形を可能にするものであり、足元の樹脂価格高騰に対するソリューションとして世界的に高い期待が寄せられております。これら「4Sコンセプト」を実現する唯一無二の技術力により、顧客の経営課題に対する当社製品の優位性は一段と鮮明になっております。

当期におきましては、樹脂価格の高騰やナフサ不足による供給混乱など、プラスチック容器産業にとっては強い逆風が吹いたものの、当社は投資効率に優れた独自技術の訴求に加え、成形機本体のみならず、金型やアフターサービスまで含めた「トータルソリューション提案」をこれまで以上に強化した結果、需要は好調に推移しました。その結果、当期間の受注高は55,187百万円（前期比127.8%）となり、4期連続で過去最高を更新しました。受注残高も高水準を維持した結果、21,915百万円（前期末比126.8%）となり、期末としての過去最高を更新しました。

売上成績につきましても、主力の中小型機の好調さに加え、金型およびアフターサービスの「ストックビジネス」が堅調に推移した結果、売上高は50,126百万円（前期比114.8%）となり、3期連続で過去最高を更新しました。

利益面につきましては、増収効果に加え、製品・地域ミックスに恵まれた結果、売上総利益は25,262百万円（同122.7%）、営業利益は14,031百万円（同131.9%）とそれぞれ大幅増益となりました。それにより、経常利益は14,405百万円（同132.0%）、親会社株主に帰属する当期純利益も10,029百万円（同129.6%）となり、各段階利益において、2期連続で最高益を更新しました。

当期の経営成績の概要（受注、セグメント（地域）別売上高、製品別売上高、連結損益）は次のとおりであります。

企業集団の受注状況

区分	第48期（当期） 2025年10月1日～2026年9月30日	第47期（前期） 2024年10月1日～2025年9月30日
受注高	55,187百万円	43,172百万円
受注残高	21,915百万円	17,281百万円

企業集団のセグメント（地域）別売上高状況

区分	第48期（当期）		第47期（前期）	
	2025年10月1日～ 2026年9月30日	構成比	2024年10月1日～ 2025年9月30日	構成比
米州	18,441百万円	36.8%	14,119百万円	32.3%
欧州	9,827	19.6	8,083	18.5
南・西アジア	15,124	30.2	13,042	29.9
東アジア	6,733	13.4	8,408	19.3
合計	50,126百万円	100.0%	43,654百万円	100.0%

米州：需要は米州全体で堅調に推移しました。北米市場では旺盛な購買力に加え、関税コストの価格転嫁が進んだことにより、売上は大きく増加しました。中南米市場におきましては、政情不安に伴う一時的な不透明感を払拭し、堅調に推移した結果、売上高は18,441百万円（同130.6%）と通期として過去最高を更新しました。

欧州：経済環境には不透明感が見られるものの、「4Sコンセプト」に基づく当社製品の需要は根強く、堅調に推移した結果、売上高は9,827百万円（同121.6%）と通期として過去最高を更新しました。

南・西アジア：東南アジア市場におきましては市況回復に時間を要しているものの、インド市場はマザー工場の地の利を活かし非常に好調に推移しました。中東・アフリカ市場も政情不安に伴う影響を最小限に抑えたことで好調に推移した結果、売上高は15,124百万円（同116.0%）と通期として過去最高を更新しました。

東アジア：日本国内向け大口案件（PF36シリーズ）の剥落影響により、売上高は6,733百万円（同80.1%）と減少しました。

企業集団の製品別売上高状況

区分	第48期（当期）		第47期（前期）	
	2025年10月1日～2026年9月30日	構成比	2024年10月1日～2025年9月30日	構成比
ストレッチブロー成形機	25,212百万円	50.3%	22,535百万円	51.6%
金型	15,436	30.8	12,760	29.2
付属機器	2,550	5.1	2,707	6.2
部品その他	6,926	13.8	5,650	12.9
合計	50,126百万円	100.0%	43,654百万円	100.0%

ストレッチブロー成形機：大型の飲料用成形機（PF36シリーズ）が前期の反動により減少したものの、中小型機の販売が好調に推移した結果、売上高は25,212百万円（同111.9%）と通期として過去最高を更新しました。

金型：樹脂価格高騰に伴う容器軽量化ニーズの高まりに対し、優れた材料削減効果を持つゼロ・クーリング成形への評価が高まり、当社金型の需要は好調に推移した結果、売上高は15,436百万円（同121.0%）と通期として過去最高を更新しました。

部品その他：顧客の生産設備における安定稼働要求の高まりや、世界的なエンジニア不足を背景に、保守・サービスの需要は全世界で堅調に推移した結果、売上高は6,926百万円（同122.6%）と引き続き好調を維持し、通期として過去最高を更新しました。

企業集団の損益状況

区分	第48期（当期）		第47期（前期）		増減率
	2025年10月1日～2026年9月30日	百分比	2024年10月1日～2025年9月30日	百分比	
売上高	50,126百万円	100.0%	43,654百万円	100.0%	14.8%
売上原価	24,864	49.6	23,073	52.9	7.8
売上総利益	25,262	50.4	20,581	47.2	22.7
販売費および一般管理費	11,231	22.4	9,940	22.8	13.0
営業利益	14,031	28.0	10,641	24.4	31.9
営業外損益	374	0.75	271	0.6	38.0
経常利益	14,405	28.7	10,912	25.0	32.0
法人税等	4,373	8.7	3,162	7.2	38.3
当期純利益	10,032	20.0	7,749	17.8	29.5
非支配株主に帰属する当期純利益	2	0.0	9	0.0	▲68.9
親会社株主に帰属する当期純利益	10,029	20.0	7,740	17.7	29.6

② 設備投資の状況

当期における設備投資の総額は2,057百万円であり、主なものはインド工場および日本国内の工作機械設備への追加投資であります。

③ 資金調達の状況

当期の設備投資資金、運転資金および投融資資金は、主として自己資金によって充当いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

企業集団の財産および損益の状況

区分	第45期 2022年10月1日～ 2023年9月30日	第46期 2023年10月1日～ 2024年9月30日	第47期 2024年10月1日～ 2025年9月30日	第48期 (当期) 2025年10月1日～ 2026年9月30日
受注高 (百万円)	35,181	41,103	43,172	55,187
売上高 (百万円)	34,798	36,778	43,654	50,126
経常利益 (百万円)	6,953	8,008	10,912	14,405
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	5,085	5,779	7,740	10,029
1株当たり当期純利益 (円)	339.23	385.52	516.36	669.06
総資産 (百万円)	70,195	72,761	78,386	88,813
純資産 (百万円)	50,384	52,848	58,946	66,310
1株当たり純資産額 (円)	3,358.21	3,522.27	3,928.27	4,419.24

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金または出資金	当社の議決権比率	主要な事業内容
ニッセイ エー・エス・ビー カンパニー (NISSEI ASB COMPANY)	米国 スマーナ市	米ドル 500	% 100.00	北米における当社製品の販売・サービス
ニッセイ エー・エス・ビー セントロアメリカ エス エー デ シー ブイ (NISSEI ASB CENTRO AMERICA, S.A. DE C.V.)	メキシコ メキシコシティー	千メキシコペソ 21,617	100.00	中南米における当社製品の販売・サービス
ニッセイ エー・エス・ビー ゲーエムベーハー (NISSEI ASB GmbH)	ドイツ デュッセルドルフ市	千ユーロ 205	100.00	欧州における当社製品の販売・サービス
ニッセイ エー・エス・ビー ピーティーイー リミテッド (NISSEI ASB PTE. LTD.)	シンガポール	千シンガポールドル 500	100.00	東南アジア・西アジア・アフリカにおける当社製品の販売・サービス
エー・エス・ビー インターナショナル プライベート リミテッド (ASB INTERNATIONAL PVT. LTD.)	インド アンベルナス市	千インドルピー 937,886	100.00	当社製品・部品の製造および販売・サービス
ニッセイ エー・エス・ビー エフゼットイー (NISSEI ASB FZE)	UAE ドバイ	千UAEディルハム 1,000	100.00	中東における当社製品の販売・サービス

(注) 上記の重要な子会社6社を含む当社の子会社は14社であり、全て連結の範囲に含めております。

(4) 対処すべき課題

今後につきましては、世界的な金利高・物価高の長期化や地政学リスクに伴う設備投資の慎重姿勢など不確実性を抱えつつも、世界経済は緩やかな成長を維持すると見込まれております。

当社グループの属するストレッチブロー成形機業界におきましても、安全で衛生的なプラスチック容器の需要は底堅く推移することが見込まれ、加えて、気候変動やプラスチック環境問題などの社会課題への関心の高まりは、環境対応技術に強みを持つ当社製品の需要を押し上げることが想定されます。

次期におきましては、下記施策に重点的に取り組むことで事業規模の拡大を図り、企業価値向上と持続的な成長を追求してまいります。

主要施策

イ. グローバル生産体制の最適化

インド第3工場に隣接した倉庫棟に大規模な設備投資を実施し、「インド第4工場」として本格活用することで生産能力を増強いたします。併せて、既存工場の生産ラインを自動化し、インド工場全体の生産性を改善することで、外部環境の変化に揺るがない強靭な生産体制を整備し、拡大する世界需要に対応した供給能力を構築してまいります。

ロ. 戦略機の展開加速と主力技術の更なる深化

飲料容器分野におきましては、マーケティング機能の強化と関連技術の開発によって、戦略機であるPF36およびPM-90の販売を強化いたします。非飲料容器分野におきましては、ゼロ・クーリング成形をはじめとした独自技術の深化によって容器開発を強化し、主力の1ステップ機の製品競争力の向上を通じて更なるシェア拡大を図ってまいります。

ハ. 顧客エンゲージメントおよびアフターサービスの強化

世界各地のテクニカルサポートセンター（TSC）に適切な在庫と人員資源を配備し、アフターサービスを強化いたします。中でも好調な米国市場におきましては、TSCを移転拡張するとともに、DXを活用した迅速なサポート体制を構築することで顧客エンゲージメントの一層の強化を図ってまいります。

ニ. 経営基盤強化および企業価値向上

次期ERPおよびCRM等のシステム導入によって業務をDX化し、経営判断を迅速化いたします。それによって不透明な市場環境にも柔軟に対応できる強固な経営基盤の構築を図ってまいります。加えて、資本効率を意識した経営の実践により、更なる企業価値向上に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2026年9月30日現在）

当社グループはPET（ペット）ボトルをはじめ各種プラスチック容器を製造するストレッチ（延伸）ブロー成形機とその専用金型、付属機器および部品の製造販売を主要な事業とし、かつ、これに付帯する事業を営んでおります。

主要製品は次のとおりであります。

製品別	主要品目
ストレッチブロー成形機	ストレッチブロー成形機およびその他の成形機： 1（ワン）ステップ成形機（ASBシリーズ）、1.5ステップ成形機（PFシリーズ）、2（ツー）ステップ成形機（プリフォーム機PMシリーズ、耐熱容器用リヒートブロー機HSBシリーズ、口部結晶化装置CMシリーズ）など
金型	成形機の各種専用金型： インジェクション金型、ブロー金型、ホットランナー金型など
付属機器	成形機の専用付属機器・装置： レジン乾燥機、金型温度調節器、チラー、コンプレッサー、クーリングタワーなど
部品その他	機構部品、電気部品、油圧部品、空圧部品など補修部品、その他オーバーホール、アフターサービスなど

(6) 主要な事業所 (2026年9月30日現在)

① 当社の主要な事業所

・本　　社　　長野県小諸市甲4586番地3

・主要な事業所

名称	区分	所在地
本　社　工　場	工場および技術部門	長野県小諸市甲
千　曲　川　工　場	工場	長野県佐久市御馬寄

② 子会社の主要な事業所

会社名	区分	所在地
ニッセイ エー・エス・ビー カンパニー (NISSEI ASB COMPANY)	本社	米国 スマーナ市
ニッセイ エー・エス・ビー セントロ アメリカ エス エー デ シー ブイ (NISSEI ASB CENTRO AMERICA, S.A. DE C.V.)	本社	メキシコ メキシコシティー
ニッセイ エー・エス・ビー ゲーエムベーハー (NISSEI ASB GmbH)	本社	ドイツ デュッセルドルフ市
ニッセイ エー・エス・ビー ピーティーイー リミテッド (NISSEI ASB PTE. LTD.)	本社	シンガポール
エー・エス・ビー インターナショナル プライベート リミテッド (ASB INTERNATIONAL PVT. LTD.)	本社および工場	インド アンベルナス市
ニッセイ エー・エス・ビー エフゼットイー (NISSEI ASB FZE)	本社	UAE ドバイ

(7) 使用人の状況（2026年9月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	使用人数	前期末比増減
米州	90名	9名増
欧州	48名	2名減
南・西アジア	1,906名	118名増
東アジア	255名	3名減
合計	2,299名	122名増

(注) 使用人数は、就業人員を記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
215名	1名減	42.5歳	14.1年

(注)1. 使用人数は、就業人員を記載しております。
2. 当社の使用人は、全て東アジアセグメントに属しております。

(8) 主要な借入先の状況（2026年9月30日現在）

借入先名	借入金残高
株式会社八十二長野銀行	2,669百万円
株式会社三菱UFJ銀行	1,284
株式会社みずほ銀行	670

2 会社の状況

(1) 株式の状況（2026年9月30日現在）

① **発行可能株式総数**　38,400,000株

② **発行済株式の総数**　14,991,108株

③ **株　主　数**　3,530名（前期末比388名増）

④ **大　株　主**

株主名	持株数	持株比率
エー・エス・ビー インコーポレーテッド株式会社	6,533,600株	43.58%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,788,900	11.93
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	545,800	3.64
株式会社八十二長野銀行	325,000	2.17
RE FUND 107-CLIENT AC	244,600	1.63
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505019	233,300	1.56
野村信託銀行株式会社（投信口）	227,800	1.52
株式会社三菱UFJ銀行	207,000	1.38
GOVERNMENT OF NORWAY	173,191	1.16
青木　高太	153,400	1.02

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（2026年9月30日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
取締役	青木大一	エー・エス・ビー　インコーポレーテッド株式会社 代表取締役
代表取締役会長	青木高太	NISSEI ASB COMPANY 代表取締役社長
代表取締役社長	藤原誠	ASB INTERNATIONAL PVT. LTD. 代表取締役会長
常務取締役	ケールスマーケルス ミキルス　カーレル	営業本部長 本社営業部長 NISSEI ASB GmbH 代表取締役社長
取締役	依田和也	技術本部長 成形技術部長兼千曲川工場長
取締役	エバ アルザス グイレン	営業副本部長 NISSEI ASB CENTRO AMERICA,S.A. DE C.V. 代表取締役社長
取締役	山本雄一	管理本部長 経理部長 人事総務部長
取締役	酒井正之	北星法律事務所　弁護士
取締役	檜森啓二	
取締役	緑川正博	公認会計士緑川事務所　公認会計士
取締役	間瀬まゆ子	三浦法律事務所　弁護士
常勤監査役	岩本博昭	
監査役	中島茂	中島経営法律事務所　弁護士
監査役	中村博	

(注) 1. 取締役酒井正之、取締役檜森啓二、取締役緑川正博および取締役間瀬まゆ子は、社外取締役であります。
2. 監査役中島 茂および監査役中村 博は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役酒井正之、取締役檜森啓二、取締役緑川正博、取締役間瀬まゆ子、監査役中島 茂および監査役中村 博を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役4名および社外監査役2名は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

③　役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は当社および当社子会社の取締役および監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者の職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じ得る損害が塡補されることとなります。なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、免責額についての定めを設け、一定額に至らない損害については塡補の対象としないこととしております。また、故意または重過失に起因して当該責任が生じた場合には塡補の対象としないこととしております。

④　取締役および監査役の報酬等

1）役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を含む役員報酬に関する事項について、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の審議を経たうえで、取締役会において決議しております。

取締役会は、当事業年度における役員報酬等について、その決定方法および決定された内容・額が当該方針と整合していることを確認しており、当該方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容の概要は次のとおりです。

イ．取締役の報酬等に関する基本方針

・中長期的な業績の向上と企業価値の持続的な向上を図るためのインセンティブとして妥当な水準であること

・社内外から優秀な人材の確保が可能な水準であること

・経営の監督機能を適切に発揮できる水準であること

ロ．個人別の報酬等に関する決定方針

取締役の報酬等は、基本報酬、賞与、退職慰労金で構成されており、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、支給しております。基本報酬については月例給として支給しております。

基本報酬の決定に際しては、それぞれの職位、職責、業界慣行、管掌業務等に加えて、中長期的な業績の向上と企業価値の持続的な向上の指標となる連結業績の売上高、最終利益も考慮するなど、業績に連動する観点も加味しております。更に、社内外からの人材を確保できる競争力ある水準も踏まえて算出しております。毎年、事業年度終了後、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、基本報酬の見直しを実施し、次の事業年度から適用しております。

賞与については、単年度の業績目標の達成度などに応じて決定されます。賞与は、連結決算の最終利益を中心とした業績指標を基準としながら、当該事業年度の会社への貢献度に応じて取締役に対して支給される業績連動報酬であります。賞与の総額、配分等については、毎年、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会にて十分な審議を行ったうえで決定しております。

また、株主との利益共有意識を醸成し、株主の利益を尊重した行動に資するため、 持株会等を通じて取締役の自社株保有を推奨しております。取締役の報酬の一部が持株会への拠出金となることを想定しております。なお、社外取締役については、経営の監督機能を適切に発揮する観点から妥当な水準であることを考慮するとともに、業務執行取締役の報酬等の水準も勘案して決定しております。

ハ. 取締役に対し報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針

基本報酬については、月次で支払いを行っております。賞与については、定時株主総会後に速やかに支払っております。退職慰労金については、任期満了となる定時株主総会後に速やかに支払っております。

二. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部または一部を取締役その他の第三者への委任に関する事項

報酬の内容については、取締役会で一任を受けた代表取締役が委任を受けた事項を決定しております。

報酬等の内容については、代表取締役が作成した報酬案を構成員の過半数が独立社外取締役で構成される指名・報酬委員会に諮問、十分に審議され、その答申を受けた取締役会が審議を実施しており、そのうえで代表取締役に委任していることから、報酬決定プロセスの透明性および客観性は確保されております。また、委任された権限の行使状況について指名・報酬委員会が確認できる仕組みを講じております。したがって、代表取締役へ一任された権限は適切に行使されております。

なお、指名・報酬委員会の構成員は、青木大一、藤原誠、酒井正之、檜森啓二、緑川正博であります。このうち、酒井正之、檜森啓二および緑川正博は、社外取締役であります。

ホ. 報酬等の割合に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、上記の方針に沿って、企業価値向上に関する会社への貢献度が高まるように、適切な報酬割合となることを方針としております。

なお、監査役の報酬等の額は、常勤監査役と社外監査役の役割、監査業務の分担状況、経験、取締役報酬の水準等を勘案し、監査役の協議により決定しております。

2）取締役および監査役の報酬等の総額等

区分	支給人員	報酬等の種類別の総額			報酬等の総額
		基本報酬	賞与	退職慰労金	
取締役 （うち社外取締役）	11名 (4名)	201百万円 (26百万円)	18百万円 (4百万円)	52百万円 (4百万円)	272百万円 (36百万円)
監査役 （うち社外監査役）	3名 (2名)	19百万円 (8百万円)	3百万円 (2百万円)	3百万円 (1百万円)	26百万円 (11百万円)
合計	14名	221百万円	22百万円	55百万円	299百万円

(注) 1. 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。
2. 業績連動報酬等として役員賞与を支給しております。役員賞与については、決算数値、会社への貢献度等を総合的に勘案して、決定しております。基準の明確化を図るため、連結の決算数値を指標の一つとして採用しております。なお、実績値は、事業報告および連結計算書類等に記載のとおりであります。
3. 非金銭報酬等は導入しておりません。
4. 取締役の報酬限度額（役員賞与を含む）は、2017年12月19日開催の第39期定時株主総会において年額300百万円以内（うち社外取締役分年額40百万円以内）として決議いただいております。なお、取締役の報酬限度額に使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、11名（うち、社外取締役は3名）です。
5. 監査役の報酬限度額（役員賞与を含む）は、2018年12月18日開催の第40期定時株主総会において年額50百万円以内として決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。
6. 取締役会は、代表取締役会長青木大一および代表取締役社長藤原誠に対し、各取締役の基本報酬の額および賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、報酬等の内容については、代表取締役が作成した報酬案を構成員の過半数が独立社外取締役で構成される指名・報酬委員会に諮問、十分に審議され、その答申を受けた取締役会が審議を実施しており、そのうえで代表取締役に委任していることから、報酬決定プロセスの透明性および客観性は確保されております。また、委任された権限の行使状況について指名・報酬委員会が確認できる仕組みを講じております。

⑤ 社外役員に関する事項

1）社外役員の重要な兼職先と当社との関係

記載すべき関係はありません。

2）当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	酒井正之	当事業年度中に開催した取締役会14回中14回に出席しております。 商事法務、知的財産権、英米法など幅広い分野において豊富な経験と高い見識を有する弁護士であり、その専門的な見地から法令遵守、コンプライアンスの推進など経営全般にわたり発言を行っております。特に企業リスクについて専門的な立場から監督、助言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役	檜森啓二	当事業年度中に開催した取締役会14回中14回に出席しております。 製造業において長年にわたる会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、その経験を活かして経営全般にわたり発言を行っております。特に経営管理について専門的な立場から監督、助言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役	緑川正博	当事業年度中に開催した取締役会14回中14回に出席しております。 公認会計士としての高度な知識と豊富な経験を有しており、その専門的な見地から財務、会計、税務など経営全般にわたり発言を行っております。特に経営戦略について専門的な立場から監督、助言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役	間瀬まゆ子	当事業年度中に開催した取締役会14回中14回に出席しております。 企業法務、税務など専門性の高い分野において豊富な経験と高い見識を有する弁護士であり、その専門的な見地から経営全般にわたり発言を行っております。特にコーポレートガバナンスについて専門家の立場から監督、助言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外監査役	中島　茂	当事業年度中に開催した取締役会14回中14回、監査役会14回中14回に出席しております。 企業リスク管理・内部統制・ガバナンスなど企業法務に精通する弁護士であり、主に会社法務、労務、特許等の法令、定款・社内規則等の遵守に関し、企業リスク管理を専門とする弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
社外監査役	中村　博	当事業年度中に開催した取締役会14回中14回、監査役会14回中14回に出席しております。 金融機関において長年にわたる会社経営者としての豊富な経験に加えて、財務・会計に関する相当程度の知見と幅広い見識を有しており、その経験を活かして経営全般にわたり発言を行っております。

(3) 会計監査人の状況

① **名　　称**　有限責任監査法人トーマツ

② **報酬等の額**

区分	金額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	50百万円
当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	50百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 「1 企業集団の現況 (3) 重要な親会社および子会社の状況 ② 重要な子会社の状況」に記載の当社の重要な子会社6社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

③ **非監査業務の内容**

該当事項はありません。

④ **会計監査人の解任または不再任の決定の方針**

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要および当該体制の運用状況は、以下のとおりであります。

① 当社ならびに当社子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

・取締役会は、各取締役が法令および定款に適合した職務の執行を行い、社会的責任を果たし、経営理念および行動指針を遵守することを確認します。
・取締役会は、当社の取締役および従業員の職務執行について、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続きの詳細を定めます。
・取締役は、従業員に対し、コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成・配布等を行うこと等により、コンプライアンスの知識を高め、尊重する意識を徹底します。
・当社および当社子会社の取締役は、当社および当社子会社における法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、直ちに監査役および代表取締役に報告し、必要に応じて取締役会で対応策および改善策の議論をします。
・監査役は、当社の法令遵守体制に問題があると認めるときは、取締役会において意見を述べるとともに、改善策の策定を求めます。

(当該体制の運用状況)

当社および当社子会社は、各種の研修等で役職員に対してコンプライアンス教育を実施するとともに、監査役監査および内部監査を通じて、当社ならびに当社子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令、定款および社内規程等に基づき執行されていることを確認しております。また、グループ共通規範である人権方針、コンプライアンス指針の浸透のための周知活動を行っております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

・取締役の経営判断、執行に関する議事録、決裁その他重要な情報は、文書または電磁的媒体（以下、文書等という。）に記録し、適切に管理・保存します。また、取締役および監査役または必要な関係者が法に基づいてこれらの文書等を閲覧できる体制を整備します。

(当該体制の運用状況)

法令および「文書管理規程」等の社内規程に基づき必要な文書等を保存・管理し、文書等を速やかに閲覧できる体制を整えております。

③　当社および当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制、当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

・取締役会は、意思決定の迅速化のために、グローバル事業推進会議を開催し、経営課題の検討を行い取締役会の意思決定を補佐する体制を図ります。
・取締役会およびグローバル事業推進会議は、取締役および従業員の職務執行が効率的に行われることを確保するため、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等、必要な組織運営に関わる規程を定めます。
・各部門を担当する取締役は、当該部門が実施すべき具体的な施策を定めるとともに、効率的な業務遂行体制の改善を図ります。
・当社子会社は、「関係会社管理規程」および「関係会社稟議規程」に基づき当社に職務執行の状況を報告するとともに、一定の事項については、子会社が判断・決定することにより、意思決定の迅速化と効率的な業務執行を行う体制を整備します。

(当該体制の運用状況)

原則として月１回以上開催されるグローバル事業推進会議において迅速な意思決定を行い、効率的な業務執行を行っております。また、当社子会社は、社内規程に基づき定期的にまたは必要に応じて、職務執行の状況を当社の所管部門に報告しております。

④　当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・当社は、コンプライアンス、金融市場、経済環境、サプライチェーン、環境・社会問題、自然災害、製品の品質、情報セキュリティ等の業務執行に関わるリスクを個別、具体的に認識し、その把握と個々のリスクについて未然に回避する体制、および事故発生時にその損失を最小化するための管理体制を整えます。
・顧客の要望事項を的確に把握し、実現できるよう、製品およびサービスの品質保証体制確立のため取得しているISO認証を活用し、それに対応した品質マネジメントシステムを構築、実施していきます。

(当該体制の運用状況)

当社は、グローバル事業推進会議においてリスクに関して審議し、リスク対策を実施するとともに、必要に応じて取締役会に報告する体制にしております。また、当社と海外生産子会社では、ISO認証に関して定期的に維持審査を受ける等、ISO認証を活用して業務品質の向上等を進めております。

⑤　当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・子会社に関する重要事項については、当社取締役会およびグローバル事業推進会議等において審議・決定します。
・また、子会社の法務・経理関係業務やITインフラ、ITセキュリティ、事業運営管理全般については、当社の担当部門が支援、指導を行うとともに、「関係会社管理規程」、「関係会社稟議規程」等に基づき、子会社の業務を管理します。
・子会社に対しては、定期的に本社管轄部門責任者等が出向き、業務の適正を確保するとともに、監査役監査および内部監査が実施されます。
・社内他部門からの独立性を担保すべく、内部監査室は代表取締役社長直属の機関として位置付けられており、また、同室より取締役会および監査役会に対して適切に直接報告を行う、デュアルレポーティング体制を採用します。
・当社では公益通報者保護法に準拠した内部通報制度（ホットライン）運用規程を定め、取締役および従業員が、当該規程で定める事項が発生した場合、社内に設置した内部通報窓口に通報します。通報事実およびその内容は代表取締役社長と監査役に報告されます。また、通報者の匿名性を確保するとともに、通報者が通報事実を理由に不利益を被らない点が規定されています。

(当該体制の運用状況)

当社取締役会およびグローバル事業推進会議等において、子会社に関する重要事項を定期的に審議・決定し、親会社の担当部門による支援や指導を通じて子会社の業務執行の適正を確保する管理体制を採用しております。また、監査役監査および内部監査を、それぞれの監査計画に基づき、定期的に実施しております。業務の適正を確保するために必要な内部通報制度は、当社および当社子会社において、それぞれ整備を行っております。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

・監査役は、その職務を補助すべき従業員を置き、監査業務に必要な事項を命令することができます。

(当該体制の運用状況)

監査役の求めに応じて、監査役を補助する使用人を確保し、当該使用人は監査役会が定める規程に基づき監査業務を補助しております。

⑦　前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

・前号の従業員の任命、人事異動、懲戒に関しては、監査役の事前の同意を得ます。

(当該体制の運用状況)

監査役を補助する使用人の人事異動、人事考課については、監査役の意見を尊重して決定しております。

⑧　当社および当社子会社の取締役、監査役および使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

・取締役会は、監査役が、取締役、従業員、会計監査人と定期または不定期に、協議意見交換を行う体制を整備します。

・監査役が、当社および子会社の取締役および従業員から報告を受けた場合（通報窓口を経由した報告も含む）、報告事項に対して適正な処理を行います。

(当該体制の運用状況)

当社は、監査役が取締役、従業員、会計監査人との協議意見交換等を通じて必要な情報の報告を受領する仕組みを採用しています。監査役は、通報者または報告者に不利益が発生しないよう配慮を行いながら、対応しております。

⑨　監査役の職務の執行について生じる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

・監査役が、その職務の執行について生じる費用または償還の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

(当該体制の運用状況)

監査役の職務の執行について生じる費用について、職務の執行に必要ではないと認められる場合を除き、速やかに処理しております。

⑩　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・取締役は、監査役と代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行を図れる体制を整備します。
・取締役および従業員は、監査役監査に対する理解を深め、監査役のヒアリング等の要請に協力し、監査役監査の実効性を確保します。
・取締役は、監査役の求めがあるときは、監査役が職務執行上、弁護士・公認会計士・税理士等の外部専門家との連携を図れる環境を整備します。
・監査体制の一層の充実を図るべく、内部監査室から監査役への直接のレポートラインも確保し、内部監査部門の活用を通じて監査役の機能拡充を図ります。

(当該体制の運用状況)

当社では、監査役が取締役、従業員に対するヒアリングや意見交換を通じて適切に社内の情報を取得することで、実効的かつ効率的な監査業務が遂行できるような体制を確保しております。

⑪　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

・当社および当社子会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨みます。
・当社および当社子会社は、反社会的勢力による不当要求がなされた場合には、直ちに警察、弁護士等の外部専門機関と連携をとり、個人で対応せず組織的に対応します。

(当該体制の運用状況)

当社は、「反社会的勢力対応マニュアル」を定め、反社会的勢力に対して一切の関係を遮断しております。また、新規取引の際には、必要に応じて、取引先が反社会的勢力に該当しないか調査の上、取引を開始しております。

⑫　財務報告の信頼性を確保するための体制

・当社は、「財務報告に係る内部統制規程」に基づき対応します。
・財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた統制活動を実施します。
・内部監査部門は、統制が適正に機能しているかどうかを継続的に評価し、是正状況をモニタリングします。

(当該体制の運用状況)

財務報告の適正を確保するための評価について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を勘案して評価範囲を決定し、当該財務報告に係るプロセスにおける内部統制の有効性評価を行っております。

なお、非財務情報に関わる報告の信頼性を確保するために、当該内部統制を対象とした内部監査室によるモニタリングを実施しております。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、配当政策を経営の最重要課題の一つとして認識しております。配当金額につきましては、当社の競争力を支える重要な要素であるインド事業への投資、研究開発への投資、人的資本への投資等をバランスよく考慮しながら、当社グループの業績・財政状況、今後の経営環境等を勘案したうえで、連結配当性向40％を目途として、継続的かつ安定的な配当に努めることを基本方針としております。

以上を踏まえ、当期及び次期の利益配分につきましては、株主各位の日頃のご支援に報いるため、また、将来の事業展開や収益・財務状況などを総合的に勘案し、当期（2026年9月期）は、前期と比べ1株当たりの普通配当を60円増配し、1株につき260円といたします。なお、次期（2027年9月期）につきましては、40円増配し、1株につき300円とさせていただく予定であります。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表（2026年9月30日現在）

（単位：百万円）

科目	金額
資産の部	
流動資産	**69,932**
現金および預金	37,340
売掛金	12,190
電子記録債権	116
商品および製品	3,051
仕掛品	7,938
原材料および貯蔵品	7,890
その他の流動資産	1,941
貸倒引当金	△538
固定資産	**18,881**
有形固定資産	**16,136**
建物および構築物	4,766
機械装置および運搬具	4,652
工具器具備品	229
土地	1,988
リース資産	3,555
建設仮勘定	943
無形固定資産	**144**
投資その他の資産	**2,599**
投資有価証券	1,296
繰延税金資産	617
その他の投資その他の資産	786
貸倒引当金	△100
資産合計	**88,813**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**15,438**
支払手形および買掛金	1,860
短期借入金	1,493
未払法人税等	2,160
契約負債	6,294
賞与引当金	797
役員賞与引当金	46
リース債務	166
その他の流動負債	2,619
固定負債	**7,064**
長期借入金	3,130
繰延税金負債	138
役員退職慰労引当金	700
退職給付に係る負債	1,516
リース債務	1,557
その他の固定負債	20
負債合計	**22,503**
純資産の部	
株主資本	**64,943**
資本金	3,860
資本剰余金	3,196
利益剰余金	57,886
自己株式	△0
その他の包括利益累計額	**1,305**
その他有価証券評価差額金	799
為替換算調整勘定	705
退職給付に係る調整累計額	△199
非支配株主持分	**60**
純資産合計	**66,310**
負債および純資産合計	**88,813**

連結損益計算書（自 2025年10月1日　至 2026年9月30日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	**50,126**
売上原価	**24,864**
売上総利益	**25,262**
販売費および一般管理費	**11,231**
営業利益	**14,031**
営業外収益	**488**
受取利息および配当金	315
為替差益	17
受取手数料	55
その他の営業外収益	98
営業外費用	**113**
支払利息	30
固定資産除却損	2
訴訟関連費用	47
その他の営業外費用	32
経常利益	**14,405**
税金等調整前当期純利益	**14,405**
法人税、住民税および事業税	3,981
過年度法人税等	192
法人税等調整額	199
当期純利益	**10,032**
非支配株主に帰属する当期純利益	2
親会社株主に帰属する当期純利益	**10,029**

連結株主資本等変動計算書（自 2025年10月1日　至 2026年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,860	3,196	50,855	－	57,912
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△2,998		△2,998
親会社株主に帰属する当期純利益			10,029		10,029
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	7,031	△0	7,031
当期末残高	3,860	3,196	57,886	△0	64,943

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	440	639	△103	976	57	58,946
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△2,998
親会社株主に帰属する当期純利益						10,029
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	358	66	△96	328	3	332
連結会計年度中の変動額合計	358	66	△96	328	3	7,363
当期末残高	799	705	△199	1,305	60	66,310

計算書類

貸借対照表（2026年9月30日現在）

（単位：百万円）

科目	金額
資産の部	
流動資産	**37,135**
現金および預金	20,899
売掛金	7,251
電子記録債権	116
商品および製品	236
仕掛品	3,034
原材料および貯蔵品	4,538
短期貸付金	684
未収入金	207
その他の流動資産	168
貸倒引当金	△2
固定資産	**18,739**
有形固定資産	**4,686**
建物	1,927
構築物	49
機械装置	768
工具器具備品	53
土地	1,874
建設仮勘定	6
その他の固定資産	6
無形固定資産	**103**
投資その他の資産	**13,948**
投資有価証券	1,296
関係会社株式	9,643
関係会社出資金	238
長期貸付金	1,737
繰延税金資産	961
その他の投資その他の資産	71
資産合計	**55,874**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**7,743**
買掛金	3,507
短期借入金	1,493
未払金	330
未払法人税等	981
契約負債	876
賞与引当金	318
役員賞与引当金	22
その他の流動負債	214
固定負債	**4,285**
長期借入金	3,130
退職給付引当金	524
役員退職慰労引当金	609
その他の固定負債	20
負債合計	**12,029**
純資産の部	
株主資本	**43,046**
資本金	3,860
資本剰余金	3,196
資本準備金	3,196
利益剰余金	35,989
その他利益剰余金	35,989
固定資産圧縮積立金	197
繰越利益剰余金	35,791
自己株式	△0
評価・換算差額等	**799**
その他有価証券評価差額金	799
純資産合計	**43,845**
負債および純資産合計	**55,874**

損益計算書（自 2025年10月1日　至 2026年9月30日）

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	**29,896**
売上原価	**20,124**
売上総利益	**9,771**
販売費および一般管理費	**3,984**
営業利益	**5,787**
営業外収益	**2,191**
受取利息および配当金	1,935
為替差益	235
その他の営業外収益	21
営業外費用	**59**
支払利息	17
訴訟関連費用	32
その他の営業外費用	9
経常利益	**7,919**
税引前当期純利益	**7,919**
法人税、住民税および事業税	1,767
過年度法人税等	0
法人税等調整額	138
当期純利益	**6,012**

株主資本等変動計算書（自 2025年10月1日　至 2026年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計
				固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	3,860	3,196	3,196	200	32,773	32,974
事業年度中の変動額						
剰余金の配当					△2,998	△2,998
固定資産圧縮積立金の取崩				△3	3	－
当期純利益					6,012	6,012
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計	－	－	－	△3	3,018	3,014
当期末残高	3,860	3,196	3,196	197	35,791	35,989

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	－	40,031	440	440	40,471
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△2,998			△2,998
固定資産圧縮積立金の取崩		－			－
当期純利益		6,012			6,012
自己株式の取得	△0	△0			△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			358	358	358
事業年度中の変動額合計	△0	3,014	358	358	3,373
当期末残高	△0	43,046	799	799	43,845

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年11月13日

日精エー・エス・ビー機械株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤井淳一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	杉原伸太朗

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日精エー・エス・ビー機械株式会社の2025年10月1日から2026年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日精エー・エス・ビー機械株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年11月13日

日精エー・エス・ビー機械株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤井淳一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	杉原伸太朗

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日精エー・エス・ビー機械株式会社の2025年10月1日から2026年9月30日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2025年10月1日から2026年9月30日までの第48期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2026年11月17日

日精エー・エス・ビー機械株式会社　監査役会

常勤監査役　**岩　本　博　昭**　㊞

監　査　役　**中　島　　茂**　㊞

監　査　役　**中　村　　博**　㊞

(注) 監査役中島 茂および監査役中村 博は、社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

第1号議案　取締役11名選任の件

現任取締役全員（11名）が本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	取締役会出席率	候補者属性
1	青木大一（あおきだいいち）	取締役	100%	再任
2	青木高太（あおきこうた）	代表取締役会長	100%	再任
3	藤原誠（ふじわらまこと）	代表取締役社長	100%	再任
4	ケールスマーケルス ミキルス カーレル	常務取締役	100%	再任
5	依田和也（よだかずや）	取締役	100%	再任
6	エバ アルザス グイレン	取締役	100%	再任
7	山本雄一（やまもとゆういち）	取締役	100%	再任
8	酒井正之（さかいまさゆき）	取締役	100%	再任 社外 独立
9	檜森啓二（ひもりけいじ）	取締役	100%	再任 社外 独立
10	緑川正博（みどりかわまさひろ）	取締役	100%	再任 社外 独立
11	間瀬まゆ子（ませまゆこ）	取締役	100%	再任 社外 独立

再任　再任取締役候補者　　社外　社外取締役候補者　　独立　証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号 1

青木大一（あおきだいいち）

再 任

生年月日
1943年9月27日生
所有する当社株式の数
21,500株
取締役会出席状況
14/14回（100%）

略歴、当社における地位、担当

1978年11月　当社設立、代表取締役社長
1998年12月　当社代表取締役会長
2016年12月　当社代表取締役会長兼社長
2017年10月　当社代表取締役会長
2026年 4 月　当社取締役、現在に至る

重要な兼職の状況

エー・エス・ビー　インコーポレーテッド株式会社 代表取締役

取締役候補者とした理由

創業者として、長年にわたり当社グループ全体の経営の指揮を執り、当社グループの発展を牽引してきました。経営者としての高い実績、豊富な経験、見識を有していることから、取締役候補者として適切であると判断し、選任をお願いするものであります。

候補者番号 2

青木高太（あおきこうた）

再 任

生年月日
1972年11月15日生
所有する当社株式の数
153,400株
取締役会出席状況
14/14回（100%）

略歴、当社における地位、担当

1997年 4 月　当社入社
2003年 4 月　当社営業事業部副事業部長
2003年12月　当社取締役営業事業部事業部長
2008年12月　当社代表取締役社長
2016年12月　当社取締役
2019年 1 月　NISSEI ASB COMPANY 代表取締役社長、現在に至る
2023年12月　当社取締役副社長
2026年 4 月　当社代表取締役会長、現在に至る

重要な兼職の状況

NISSEI ASB COMPANY 代表取締役社長

取締役候補者とした理由

当社の代表取締役社長の経験者であり、当社グループの発展に貢献してきました。また、2026年4月から当社代表取締役会長を務め、中長期的な戦略構築を担ってまいりました。これまでの高い実績と豊富な経験を有していることから、取締役候補者として適切であると判断し、選任をお願いするものであります。

候補者番号 3

藤原（ふじわら）　誠（まこと）

再　任

生年月日
1966年2月22日生

所有する当社株式の数
1,925株

取締役会出席状況
14/14回（100%）

略歴、当社における地位、担当

1996年 1 月　株式会社エフ・シー・シー入社
2013年 6 月　同社経営企画室長
2015年12月　当社入社
2018年 8 月　当社生産部長
2021年 4 月　ASB INTERNATIONAL PVT.LTD. 代表取締役社長
2021年12月　当社取締役
2022年 4 月　当社常務取締役
2023年10月　ASB INTERNATIONAL PVT.LTD. 代表取締役会長、現在に至る
2023年12月　当社代表取締役社長、現在に至る

重要な兼職の状況

ASB INTERNATIONAL PVT. LTD. 代表取締役会長

取締役候補者とした理由

当社に入社した後、生産部門の統括責任者として、また、2021年4月にはインド生産子会社の代表取締役社長、2023年10月から同社会長を兼務しながらグローバル生産体制の構築に貢献しております。2023年12月から当社代表取締役社長を務め、当社グループの事業運営を牽引しております。これらを踏まえて、取締役候補者として適切であると判断し、選任をお願いするものであります。

候補者番号 4

ケールスマーケルス ミキルス カーレル

再　任

生年月日
1968年1月24日生

所有する当社株式の数
－株

取締役会出席状況
14/14回（100%）

略歴、当社における地位、担当

1995年 4 月　当社入社
1999年 4 月　NISSEI ASB GmbH入社
2007年12月　当社執行役員
2009年 4 月　NISSEI ASB GmbH 代表取締役社長、現在に至る
2017年12月　当社取締役
2023年 5 月　当社営業本部長、現在に至る
2023年12月　当社常務取締役、現在に至る
2026年 4 月　当社本社営業部長、現在に至る

重要な兼職の状況

NISSEI ASB GmbH 代表取締役社長

取締役候補者とした理由

当社グループの主要販売拠点であるドイツ販売法人の代表取締役社長として販売規模の拡充などに貢献し、2017年12月から当社取締役を務めるほか、当社の営業本部長としてグローバルでの営業活動を束ねております。これらの経験を踏まえて、取締役候補者として適切であると判断し、選任をお願いするものであります。

候補者番号 5

依田和也（よだかずや）

再　任

生年月日
1971年1月14日生

所有する当社株式の数
5,246株

取締役会出席状況
14/14回（100%）

略歴、当社における地位、担当

1989年 4 月　当社入社
2000年 4 月　NISSEI ASB PTE.LTD. 出向
2012年 4 月　ASB INTERNATIONAL PVT.LTD. 出向
2018年 4 月　当社成形技術部長
2018年10月　当社成形技術部長兼千曲川工場長、現在に至る
2022年12月　当社取締役、現在に至る
2023年12月　当社技術本部長、現在に至る

重要な兼職の状況

―

取締役候補者とした理由

当社に入社した後、成形技術部門の統括責任者として当社製品の品質の維持や向上に貢献しており、現在は技術本部長を務めるほか、数回の海外出向等豊富なグローバル経験も有していることから、取締役候補者として適切であると判断し、選任をお願いするものであります。

候補者番号 6

エバ アルザス グイレン

再　任

生年月日
1972年3月15日生

所有する当社株式の数
－株

取締役会出席状況
14/14回（100%）

略歴、当社における地位、担当

2006年 3 月　NISSEI ASB MEDITERRANEA, S.L.U.入社
2013年 4 月　NISSEI ASB CENTRO AMERICA,S.A. DE C.V. 代表取締役社長、現在に至る
2023年 5 月　当社営業副本部長、現在に至る
2023年12月　当社取締役、現在に至る

重要な兼職の状況

NISSEI ASB CENTRO AMERICA,S.A. DE C.V. 代表取締役社長

取締役候補者とした理由

当社のスペイン現地法人に入社して以来、欧州及び中南米の販売規模の拡充に貢献し、現在、当社のメキシコ現地法人社長を務めるほか、当社の営業副本部長として米州全域の営業活動を束ねるなど当社のグループ経営の一翼を担っております。これらの経験を踏まえて取締役候補者として適切であると判断し、選任をお願いするものであります。

候補者番号 7

山本雄一（やまもとゆういち）

再 任

生年月日
1970年11月2日生

所有する当社株式の数
850株

取締役会出席状況
14/14回（100%）

略歴、当社における地位、担当

1994年 4 月　日製産業株式会社（現、株式会社日立ハイテク） 入社
2017年 4 月　Hitachi High-Tech Europe GmbH 取締役(Head of Administration)
2021年 8 月　株式会社日立ハイテク 経営戦略本部 専門部長
2022年11月　当社入社、経理部長、現在に至る
2023年12月　当社取締役管理本部長、現在に至る
2025年 8 月　当社人事総務部長、現在に至る

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

当社に入社した後、グループの経理財務責任者を務めるなど、グローバルでの豊富なマネジメント経験を有しており、現在は管理本部長として経理財務に加え、人事総務、情報システムを統括しております。これらの経験を踏まえて取締役候補者として適切であると判断し、選任をお願いするものであります。

候補者番号 8

酒井正之（さかいまさゆき）

再 任 **社 外** **独 立**

生年月日
1946年5月18日生

所有する当社株式の数
5,741株

取締役会出席状況
14/14回（100%）

略歴、当社における地位、担当

1972年 4 月　弁護士登録
1986年12月　酒井正之法律事務所開設
2009年12月　当社社外取締役、現在に至る
2026年 1 月　北星法律事務所入所、現在に至る

重要な兼職の状況

北星法律事務所　弁護士

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

商事法務、知的財産権、英米法など幅広い分野において豊富な経験と高い見識を有する弁護士であり、その専門的な見地から法令遵守、コンプライアンスの推進など経営全般にわたり指導・監督をいただくことを期待し、引き続き社外取締役として、選任をお願いするものであります。なお、同氏は、会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

候補者番号 9

檜森啓二（ひもりけいじ）

再任 **社外** **独立**

生年月日
1953年6月28日生

所有する当社株式の数
1,157株

取締役会出席状況
14/14回（100%）

略歴、当社における地位、担当

1978年 4 月　日信工業株式会社入社
2003年 3 月　NISSIN BRAKE DO BRASIL LTDA. 取締役社長
2008年 6 月　日信工業株式会社取締役執行役員
2009年 4 月　同社取締役執行役員生産本部長兼アジア地域統括
2009年 6 月　同社常務取締役
2011年 6 月　同社専務取締役
2015年12月　当社社外取締役、現在に至る

重要な兼職の状況

―

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

製造業において長年にわたる会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、その経験を活かして経営全般にわたり指導・監督をいただくことを期待し、引き続き社外取締役として、選任をお願いするものであります。

候補者番号 10

緑川正博（みどりかわまさひろ）

再任 **社外** **独立**

生年月日
1953年7月18日生

所有する当社株式の数
67,249株

取締役会出席状況
14/14回（100%）

略歴、当社における地位、担当

1980年 3 月　公認会計士登録
1981年12月　公認会計士緑川事務所開設、現在に至る
1990年12月　当社監査役
1992年12月　当社取締役
1993年12月　当社監査役
2016年12月　当社社外取締役、現在に至る

重要な兼職の状況

公認会計士緑川事務所　公認会計士

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

公認会計士としての高度な知識と豊富な経験を有しており、その専門的な見地から財務、会計、税務など経営全般にわたり指導・監督をいただくことを期待し、引き続き社外取締役として、選任をお願いするものであります。

候補者番号 11

間瀬 まゆ子（ませ まゆこ）

再任 | 社外 | 独立

生年月日
1974年11月18日生

所有する当社株式の数
156株

取締役会出席状況
14/14回（100%）

略歴、当社における地位、担当

2000年 4 月　弁護士登録（第二東京弁護士会）
2005年 1 月　間瀬法律事務所 所長
2021年 4 月　野村資産承継研究所 客員研究員、現在に至る
2023年 9 月　三浦法律事務所 パートナー、現在に至る
2024年12月　当社社外取締役、現在に至る

重要な兼職の状況

三浦法律事務所　弁護士

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

企業法務、税務など専門性の高い分野において豊富な経験と高い見識を有する弁護士であり、その専門的な見地から意見をいただくことで、会社法及びコーポレートガバナンス・コードの期待する取締役会の経営監督機能を強化できるものと判断し、引き続き社外取締役として、選任をお願いするものであります。なお、同氏は、会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

(注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 酒井正之、檜森啓二、緑川正博および間瀬まゆ子の4氏は、社外取締役候補者であります。
3. 酒井正之氏は、当社の社外取締役に就任後、本総会終結の時をもって17年となります。
4. 檜森啓二氏は、当社の社外取締役に就任後、本総会終結の時をもって11年となります。
5. 緑川正博氏は、当社の社外取締役に就任後、本総会終結の時をもって10年となります。
6. 間瀬まゆ子氏は、当社の社外取締役に就任後、本総会終結の時をもって2年となります。
7. 当社は酒井正之、檜森啓二、緑川正博および間瀬まゆ子の4氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。4氏の再任が承認された場合、当社は4氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は当社および当社子会社の取締役および監査役であります。当該保険契約により、被保険者の職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じ得る損害が塡補されることとなります。各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
9. 当社は、酒井正之、檜森啓二、緑川正博および間瀬まゆ子の4氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。4氏の再任が承認された場合、当社は引き続き4氏を独立役員とする予定であります。
10.所有する当社株式の数には、日精エー・エス・ビー機械役員持株会における本人の持分が含まれております。
11.間瀬まゆ子氏の戸籍上の氏名は、追杉まゆ子であります。

第2号議案　監査役1名選任の件

現任監査役3名中、岩本博昭氏は本定時株主総会終結の時をもって辞任により退任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠として選任する監査役の任期は、当社定款の定めにより退任する監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

菊地原翼（きくちはらよく）

新　任

生年月日
1963年2月3日生

所有する当社株式の数
ー株

取締役会出席状況
ー

監査役会出席状況
ー

略歴、当社における地位

1986年 4 月　株式会社富士銀行（現、株式会社みずほ銀行）入行
2012年 5 月　みずほコーポレート銀行（中国）有限公司（現、みずほ銀行（中国）有限公司）中国監査室長
2017年 2 月　株式会社みずほフィナンシャルグループ　業務監査部 監査業務役
2022年 3 月　当社入社、内部監査室長、現在に至る

重要な兼職の状況

ー

監査役候補者とした理由

金融機関における長年の業務監査経験に加え、当社入社後は内部監査室長として当社の業務全般に精通し、高度な専門性と豊富な経験を有していることから、当社の監査体制の一層の充実・強化に貢献いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は当社および当社子会社の取締役および監査役であります。当該保険契約により、被保険者の職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じ得る損害が塡補されることとなります。候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

＜ご参考＞取締役会におけるスキルマトリックス(第1号議案、第２号議案が承認可決された場合)

役職	氏名	社外	多様性		特に専門性が発揮できる分野						
			ジェンダー	国籍	企業経営	グローバル経験	製造･技術･研究開発	営業	財務･税務･会計	人事･労務･人材開発	法務･リスクマネジメント
取締役	**青木 大一**		男性	日本	○	○	○	○		○	
代表取締役会長	**青木 高太**		男性	日本	○	○	○	○		○	○
代表取締役社長	**藤原 誠**		男性	日本	○	○	○				
常務取締役	**ケールスマーケルス ミキルス カーレル**		男性	ベルギー		○		○			
取締役	**依田 和也**		男性	日本		○	○				
取締役	**エバ アルザスグイレン**		女性	スペイン		○		○			
取締役	**山本 雄一**		男性	日本		○			○	○	○
取締役	**酒井 正之**	○	男性	日本							○
取締役	**檜森 啓二**	○	男性	日本	○	○	○				
取締役	**緑川 正博**	○	男性	日本	○				○		
取締役	**間瀬まゆ子**	○	女性	日本					○		○
常勤監査役	**菊地原 翼**		男性	日本		○			○		○
監査役	**中島 茂**	○	男性	日本							○
監査役	**中村 博**	○	男性	日本	○				○		

第3号議案　補欠監査役1名選任の件

2022年12月16日開催の第44期定時株主総会において補欠監査役に選任された大野俊子氏の選任の効力は、本定時株主総会の開始の時までとされております。つきましては、監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

富山琴美（とみやまことみ）

生年月日
1971年12月11日生

所有する当社株式の数
－株

略歴、当社における地位

1992年 4 月　日置電機株式会社入社
2018年 5 月　同社設計業務課長
2021年 9 月　同社製造部技術課長
2024年 1 月　同社監査室長
2026年 2 月　同社常勤監査役、現在に至る

重要な兼職の状況

―

補欠の社外監査役候補者とした理由

日置電機株式会社において監査役として監査業務を遂行しており、その豊富な経験と見識を活かして監査をいただくことを期待し、選任をお願いするものであります。

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 富山琴美氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 富山琴美氏が社外監査役に就任された場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額といたします。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は当社および当社子会社の取締役および監査役であります。当該保険契約により、被保険者の職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じ得る損害が塡補されることとなります。富山琴美氏が社外監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
5. 富山琴美氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、社外監査役に就任した場合、独立役員として届出を行う予定です。

第4号議案　取締役の報酬限度額改定の件

当社の取締役の報酬限度額は、2017年12月19日開催の第39期定時株主総会において年額300百万円以内（うち社外取締役分年額40百万円以内）としてご承認いただき今日に至っておりますが、経済情勢の変化、業容の拡大、その他諸般の事情に鑑み、取締役の報酬限度額を年額400百万円以内（うち社外取締役分年額50百万円以内）と改定させていただきたいと存じます。なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたいと存じます。

本議案は、事業報告17頁から18頁に記載の「役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に沿うものであり、役員報酬体系やその支給基準、現在の役員の員数及び今後の動向を総合的に勘案しつつ、指名・報酬委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

なお、現在の取締役は11名（うち社外取締役4名）でありますが、本議案に係る取締役の員数は、本総会において第1号議案「取締役11名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、11名（うち社外取締役4名）となります。

第5号議案　退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役を辞任により退任される岩本博昭氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の規則に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
岩　本　博　昭	2024年12月　当社常勤監査役、現在に至る

以　上

第48期定時株主総会会場ご案内図

車による順路図

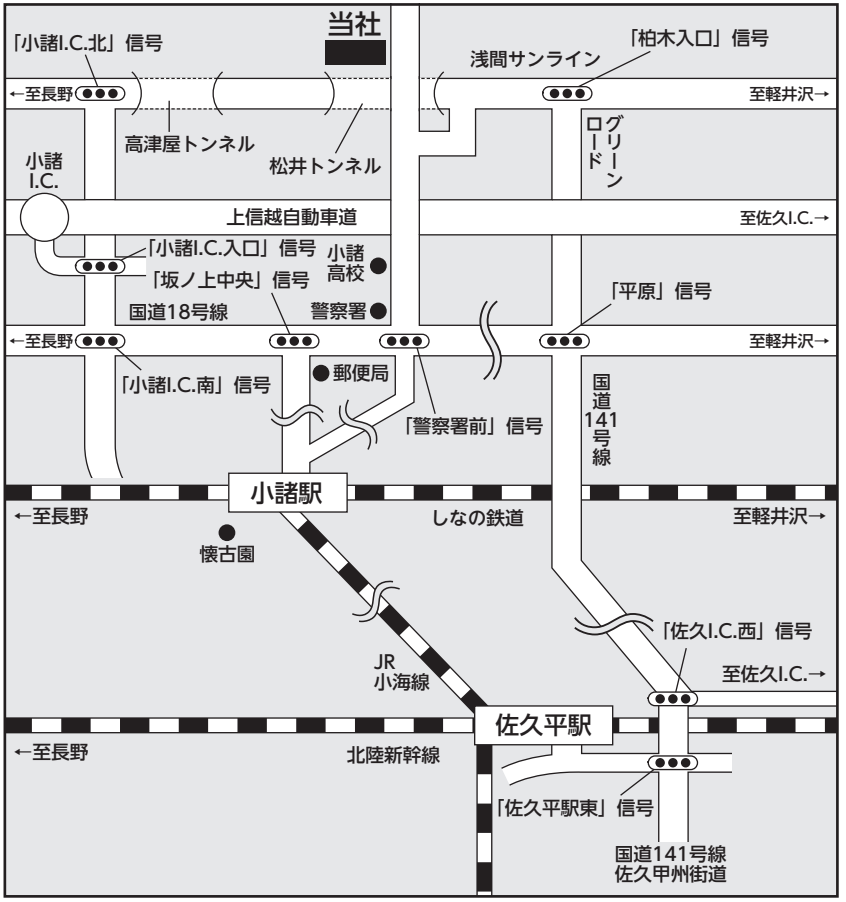

会 場

当社本社会議室

長野県小諸市甲4586番地3　　電話 0267（23）1560

交 通

小諸駅より車で約15分
JR北陸新幹線佐久平駅より車で約25分
国道18号線「警察署前」（小諸市内）信号より約3キロ
上信越自動車道小諸I.C.より約6キロ

FSC ミックス 紙 | 責任ある森林管理を支えています FSC® C013080
VEGETABLE OIL INK
UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。